

企業会計基準公開草案第3号

「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」に対する意見

平成17年2月28日

日本公認会計士協会

このたび、公表されました上記公開草案に対する当協会としての意見を以下のとおり申し上げます。

1. 費用計上の根拠（労務出資との関係）

当協会は、「ストック・オプション会計に係る論点の整理」に対し貴委員会に提出した意見の中で、商法上の問題として、現行の商法では労務出資は認められないとする商法学者の多数意見があることから、ストック・オプションに関する会計基準の開発に当たっては、法規制の問題も解決する必要があることを述べている。公開草案において、ストック・オプションを費用認識するに当たり、中間区分を設けることや権利不行使による失効が生じた場合に利益計上する会計処理などは、多分に商法の影響があるものと考えられるため、結論の背景で商法上の取扱いについて明示することが望まれる。

2. 費用認識の相手勘定

公開草案に同意する。

すなわち、ストック・オプションの付与を費用として計上する場合は、その相手勘定は、新株予約権として、負債の部と資本の部の間に独立の項目として計上する会計処理を支持する。

ただし、個別財務諸表に中間区分を設けることは、「ストック・オプション会計に係る論点の整理」において示されなかった新しい考え方であり、公開草案においても十分な説明がされておらず、また、昨年7月に基本概念ワーキング・グループが作成し貴委員会から公表された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」に含まれていない概念であるため、会計基準を開発することとは別の独立したテーマとして、まず、中間区分の位置付けを明確にすることが必要である。

3. 未公開会社の取扱い

未公開会社に対しても「公正な評価単価」を厳格に適用すべきであり、「単位当たりの本源的価値」に基づく会計処理を会計基準の中で認めるべきではない。

未公開会社に対し単位当たりの本源的価値に基づく会計処理を認める理由として、損益計算に反映させるだけの信頼性をもって見積ることが困難な場合が多いことを挙げている。しかし、これだけでは、単位当たりの本源的価値に基づく会計処理を認める理由に乏しいと考える。公正な評価単価の評価技法には幾つかの方法があるが、どの評価技法を使用しても推定値の枠は超えられないものであり、未公開会社だけが損益計算に反映させるだけの信頼性をもって見積もることが困難であるとは必ずしも言い切れるものではない。

また、ストック・オプションは、未公開会社の方が、公開会社よりも相対的に大量に利用される場合が多く、かつ、アウト・オブ・ザ・マネーの状態が付与される場合が多いことを考慮すれば、その場合には、ストック・オプションの費用認識が結果として行われなことになるため、未公開会社だけ単位当たりの本源的価値に基づく会計処理を認めることの長所よりも短所の方が大きいと考える。

なお、今後、適用指針において、評価技法を使った公正な評価単価の具体的な算定方法が示されると思われるが、そこで例示されるどの評価技法を使っても、合理的と思われる公正な評価単価の計算ができない場合も予想される。その場合には、本源的価値による算定を認める限定的要件（例えば、ストック・オプションを付与する条件が非常に複雑であるため、有効に利用し得るパラメータが入手できない場合など）を具体的に示した上で、例外的措置としての本源的価値によるストック・オプションの評価額を認めることはやむを得ないと考える。

4．適用指針等への要望事項

公正な評価額を算定するための評価技法としては、ブラック・ショールズモデル（配当修正ブラック・ショールズモデル含む）及び二項モデルが考えられるが、実務への適用に資するため、それらの測定方法に関するガイドライン及び設例を設定すべきである。

ブラック・ショールズモデルについては、ボラティリティ、オプションの期間、原資産価格、無リスク利率、配当利回り及び権利行使価格などのパラメータを投入することになる。それぞれのパラメータに関する解説が必要であるが、特に、「ボラティリティ」及び「オプションの期間」に関するガイドラインが必要と思われる。

(1) 「ボラティリティ」について

ボラティリティを算定する場合には株価データが必要となるが、その場合の株価データには、日次平均、週次平均又は月次平均などが考えられ、どのデータを利用するかによりボラティリティが大きく異なってくる可能性がある。したがって、具体的に、どのようなデータの使用が妥当か等につき説明が必要である。

(2) 「オプションの期間」について

権利行使までの期間を見積もることになるが、これには、権利行使期間最終日、権利行使期間中間日あるいは加重平均権利行使期間などが考えられる。満期までの期間といっても、いくつかの期間が考えられるため、具体的に、どのような期間を使用するのかを明らかにする必要がある。

5．その他の事項

(1) 第6項の「配分」という表現について

第6項では「各報告期間における費用計上額は……対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき配分して算定する。」と記載されているが、ストック・オプションの付与が、過去の勤務実績に対応したものであれば、付与時に全額費用計上を行わなければならないと考えられる。この処理が「配分」という表現に含まれるか否か明らかではないため、むしろ「配分」という表現がない方が、理解しやすいと考える。

(2) 第7項(1)と第12項(1)の規定の矛盾について

第7項(1)でストック・オプションの公正な評価単価の算定は、「付与日現在で算定し、その後は見直さない。」と記載されているが、第12項(1)のストック・オプションに係る行使価格等の条件変更の会計処理では、「付与日における公正な評価単価に基づくストック・オプションの公正な評価額に代え、条件変更日における公正な評価単価に基づくストック・オプションの公正な評価額を、対象勤務期間の残存期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき配分して算定する。」と記載されており、第7項(1)と矛盾する内容となっている。この問題に対する説明は、結論の背景(第54項から第56項)に記載され、具体的計算例が〔設例2〕に示されているが、結論の背景に記載されている内容ではその説明が不十分である。特に第55項後段に「……ストック・オプションの公正な評価額の増加額につき、以後追加的な配分計算を行うものと理解することもできる。」とあるが、非常に曖昧な表現であり、ストック・オプションに係る行使価格等の条件変更の会計処理として、なぜ〔設例2〕の会計処理になるかについて、より明確な理解が得られるよう記載の見直しが必要である。

(3) 新株予約権戻入益の損益計算書の計上区分について

第10項の規定により権利不行使により失効した部分の新株予約権を利益として損益計算書に計上する場合、どの区分で計上するかを明確にする必要がある。

(4) 注記事項について

第15項(1)の注記事項に「本会計基準の適用による財務諸表への影響額」との記載があるが、あまりに簡略した記載であるため、どのような内容の事項を記載しなければならぬか理解できない。今後、適用指針等で具体的に記載内容について規定されると思われるが、会計基準としてもう少し明瞭な記載にすべきである。

(5) 設例の誤りについて

〔設例2〕の9個目の条件に、「なお、同日における当初付与したストック・オプションの公正な評価単価は、800円/個である。」という記載があるが、〔設例3〕の同様の記載には、「当初付与した」という記載がない。

以 上